

## 議第45号

### 三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第14項とする。

附則第11項中「第28項、第32項、第37項」を「第27項、第31項、第35項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第10項中「附則第2項及び第4項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第7項の」を「附則第9項の」に、「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第8項を附則第10項とし、附則第7項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項を附則第4項とする。

附則第1項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

2 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第1項の次に2項を加える

改正規定（附則第3項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成29年6月13日提出

三島市長 豊岡武士